

船舶の新規登録申請

船舶法第5条第1項
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

法務局へ日本船舶を登記した後

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

【添付書類】

船舶登記簿謄本（船舶法施行細則第17条）

【手数料】

- ・登録手数料（新規）（船舶法施行細則第48条）
20,100円
※所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付
- ・船舶国籍証書の交付手数料（船舶法施行細則第51条）
4,500円
7,500円（英語併記の場合）
※所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）
又は、運輸支局（事務所）